

環境の保全と創造に関する条例（抄）

発令　　：平成 7 年 7 月 18 日条例第 28 号

最終改正：平成 23 年 3 月 17 日条例第 17 号

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第 142 条の 2　大気中に排出される地球の温暖化の原因となる物質のうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素その他規則で定めるもの（以下この節において「特定物質」という。）を相当程度多量に排出するものとして規則で定める工場等を設置し、若しくは管理している者又は特定物質を相当程度多量に排出するものとして規則で定める道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する自動車運送事業者（以下「特定規模排出事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う特定物質の排出状況、当該特定物質の排出の抑制に係る目標、その達成のために講ずる措置その他の特定物質の排出の抑制に関する事項を定めた計画（以下「特定物質排出抑制計画」という。）を、知事が定める指針に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2　前項の規定により特定物質排出抑制計画を提出した特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画を変更したときは、変更後の特定物質排出抑制計画を速やかに知事に提出しなければならない。

（特定物質の排出の抑制）

第 142 条の 3　特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画に基づき、特定物質の排出を抑制するよう努めなければならない。

2　特定規模排出事業者は、規則で定めるところにより、特定物質排出抑制計画に基づき講じた措置の結果を知事に報告しなければならない。

（特定物質排出抑制計画等の公表）

第 142 条の 4　知事は、第 142 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により提出された特定物質排出抑制計画及び前条第 2 項の規定による報告の内容を取りまとめ、公表するものとする。

（指導又は助言）

第 142 条の 5　知事は、特定規模排出事業者に対し、特定物質排出抑制計画の作成及び特定物質排出抑制計画に基づく措置の実施について、必要な指導又は助言を行うものとする。

（勧告）

第 142 条の 6　知事は、特定規模排出事業者が第 142 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定による提出又は第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告をしなかったときは、当該特定規模排出事業者に対し、当該提出又は報告をすべきことを勧告することができる。

（特定規模排出事業者による取組状況の公表）

第 142 条の 7　特定規模排出事業者は、特定物質排出抑制計画、特定物質排出抑制計画に基づく措置その他の特定物質の排出を抑制するための取組の状況を公表するよう努めるものとする。

（違反事業者名等の公表）

第 150 条　知事は、第 36 条第 1 項の規定による許可を受けないで工場等を設置している者又は第 45 条若しくは第 48 条の規定による命令に違反している者があるときは、その事業者名等を公表するものとする。

2　知事は、第 108 条の 2 第 2 項、第 118 条第 4 項若しくは第 5 項、第 118 条の 2 第 4 項若しくは第 5 項又は第 142 条の 6 の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

環境の保全と創造に関する条例施行規則（抄）

発令　　：平成 8 年 1 月 8 日規則第 1 号

最終改正：平成 24 年 6 月 1 日規則第 33 号

（特定物質排出抑制計画の作成等）

第 45 条 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) ハイドロフルオロカーボン(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成 11 年政令第 143 号)第 1 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。)
 - (2) パーフルオロカーボン(地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 2 条各号に掲げるものに限る。以下同じ。)
 - (3) 六ふっ化硫黄
- 2 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める工場等は、エネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。第 4 項において同じ。）の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の使用量について、次の各号に掲げるエネルギーの区分に応じ、当該各号に定める方法により原油の数量に換算した量を合算した量が、1,500 キロリットル以上である工場等とする。
- (1) 前年度において使用した燃料 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号。以下この項において「省令」という。）第 4 条第 1 項に規定する方法
 - (2) 前年度において他人から供給された熱 省令第 4 条第 2 項に規定する方法
 - (3) 前年度において他人から供給された電気 省令第 4 条第 3 項に規定する方法
- 3 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する規則で定める自動車運送事業者は、自動車運送事業（道路運送法第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業をいう。）の用に供する自動車（使用の本拠の位置が県の区域内に存するものに限る。以下この条において「自動車」という。）の前年度の末日における総数が、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める台数以上である自動車運送事業者とする。
- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第 3 項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車（けん引して陸上を移動させることを目的として製作されたものを除く。） 100 台
 - (2) 道路運送法第 3 条第 1 号に規定する一般旅客自動車運送事業（次号に規定するものを除く。）の用に供する自動車 100 台
 - (3) 道路運送法第 3 条第 1 号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 175 台
- 4 条例第 142 条の 2 第 1 項に規定する特定物質排出抑制計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 工場等の名称及び所在地
 - (2) 工場等において行う事業又は自動車運送事業の内容
 - (3) 事業活動に伴って使用する燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量(自動車運送事業者にあつては、自動車運送事業の用に供する自動車の台数)
 - (4) 特定物質の排出の抑制に関する方針
 - (5) 特定物質の排出の抑制を図るための推進体制
 - (6) 事業活動に伴う特定物質の排出量（知事が定める算定方法により算定したのものに限る。）
 - (7) 特定物質の排出の抑制に係る目標及び目標年度
 - (8) エネルギーの使用の合理化、製造工程における対策、低公害車の導入等の特定物質の排出の抑制に係る目標の達成のために講ずる措置
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が定める事項
- 5 条例第 142 条の 2 第 1 項の規定による特定物質排出抑制計画の提出は、工場等が第 2 項の工場等に該当することとなった年度又は自動車運送事業者が第 3 項の自動車運送事業者に該当することとなった年度の 7 月 31 日までにしなければならない。

（措置の結果の報告）

第 45 条の 2 条例第 142 条の 3 第 2 項の規定による報告は、その年度において講じた措置の結果を取りまとめ、翌年度の 7 月 31 日までにしなければならない。